

Welcome to Yawatahama!

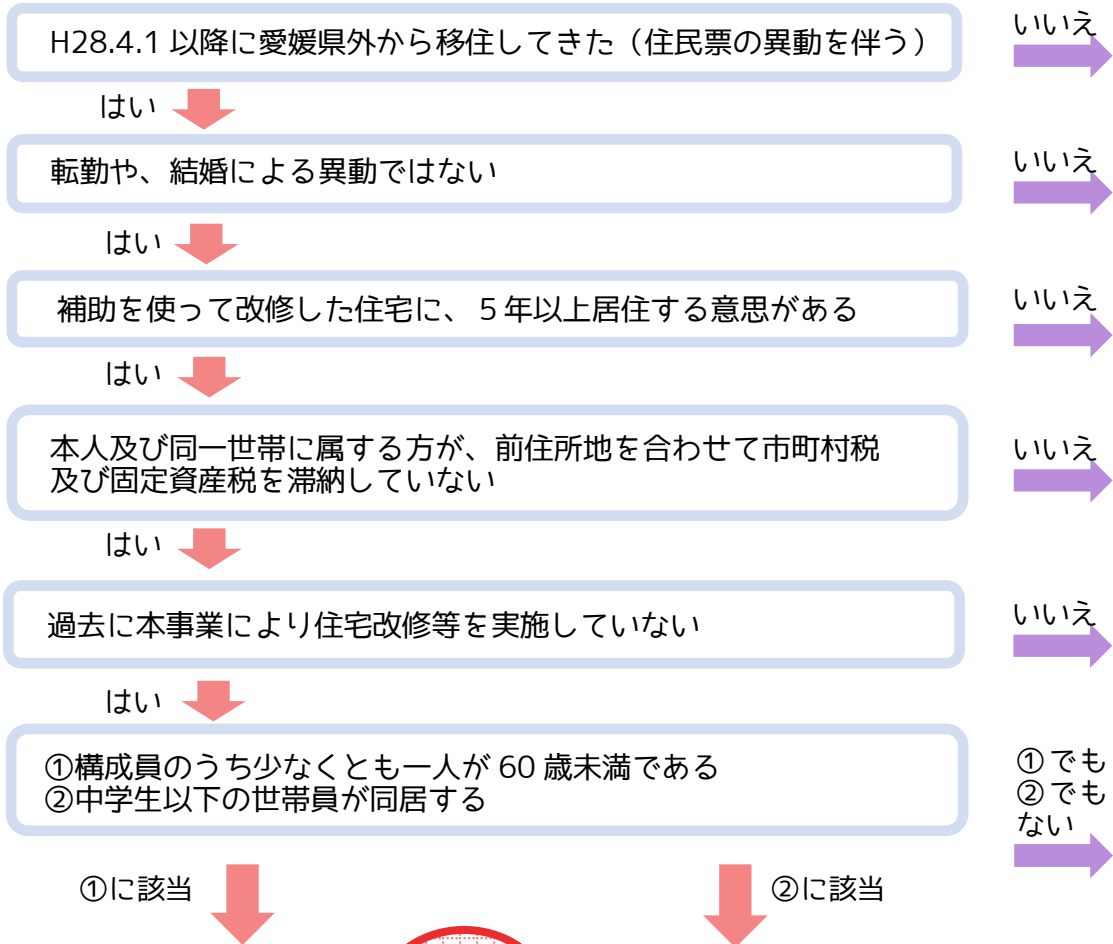
八幡浜に移住して来られた方のための、お住まいに関する支援事業です。ご利用には下記以外にも条件があります。詳しくは、要綱をご確認ください。

移住者住宅改修支援事業について

補助対象となる物件

八幡浜市及び愛媛県の空家バンクに登録されている八幡浜市内の物件（一戸建て）を居住を目的として購入・賃貸したものに限りです。

補助対象となる方（事前に空家バンク利用希望登録が必要です。）



この事業の補助を利用することはできません

働き手世帯 **住宅改修** **子育て世帯**

補助率：経費の2/3
補助限度額：200万円
※50万円以上の改修に限る

補助率：経費の2/3
補助限度額：400万円
※50万円以上の改修に限る

家財道具の搬出等 **働き手世帯 & 子育て世帯**

補助率：経費の2/3
補助限度額：20万円
※5万円以上の搬出等に限る



予算には限りがありますので、無くなり次第終了します。事業内容は、予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

よくあるご質問

Q1

テレビやカーテンなど、家具家電の購入にも使えますか？

いいえ、住宅構造の改修を伴わない機器等の購入には使えません。

Q2

工事や手続きは、いつまでに終わればいいのか？

申請から工事完了、補助金の受領まで、同一年度内に完了する必要があります。書類審査や現地確認など、市役所が行う手続きにも一定の時間がかかりますので、余裕を持ってご準備ください。

Q3

工事を先に始めても補助金が使えますか？

いいえ。工事に係る見積書等を添付して申請を行い、必ず補助金交付決定を受けた後に工事を開始してください。申請前に行っていた改修は対象外となります。また、申請後、補助金交付決定を受ける前に工事に着手した場合も、交付決定が取り消されることがあります。ご注意ください。

Q4

全体として限度額内なら、複数年度に分けて申請して補助を受けることができますか？

できません。この補助が受けられるのは1回限りです。

Q5

お店をしたいので、住宅兼店舗の一戸建てを購入した。店舗部分の改修にも補助が使えますか？

使えます。ただし、居宅部分より店舗部分の改修費が著しく高い場合など、限度額内であってもご希望の補助額を受けられないこともあります。個々のケースで判断しますので、ご相談ください。

その他、ご不明な点についてはお問い合わせください。